

新見市障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、本市における障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需用の拡大を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 方針の適用範囲

この方針は、本市の全組織を対象とする。

3 対象となる施設等及び物品等

この方針の対象となる施設は、その所在地又は住所が市内にある法第2条第4項に掲げる施設及び本市で障害者及び就労施設等の連携により物品等の共同受注発注等を行うNPO法人等とする。また、対象となる物品等は、対象となる施設等が供給する物品等とする。

4 調達推進の実施

- （1）調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報や、過去に調達した物品等に関する情報を定期的に取りまとめ、庁内での情報共有を図るものとする。
- （2）調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報を取りまとめたときには、各部局への提供のほか、本市ホームページへの掲載を行うことで、障害者就労施設等が供給して物品等の本市及び本市以外からの受注に資するものとする。
- （3）障害者就労施設等に対し、法の趣旨及び本方針の内容等を周知し、本市が調達しやすいような物品等の提供体制の確保に努めるよう促すものとする。
- （4）物品等の調達にあたって、地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約の方法による場合については、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するものとする。

5 調達の目標

現年度においては、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とするものとする。

6 進行管理等

年度終了後、各部局等における調達の実績を取りまとめ、その概要を、本市ホームページ等を通じて公表するものとする。また、次年度の調達方針に反映できるよう、年度途中における調達状況の把握など進行管理にも努めるものとする。

7 調整担当部署

調整方針の策定及び見直し、調整実績の取りまとめ及び庁内への周知等に関する調整事務は、健康福祉部福祉課が行う。